

議案第14号

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東近江市消防団員等公務災害補償条例（平成17年東近江市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に改め、「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「433円」を「1人につき217円」に改め、「から第5号までのいずれか」を削り、「217円（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）」を「333円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満」を削り、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東近江市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東近江市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する傷害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。